

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月11日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する看板の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 島根県安来市 個人

乙 島根県松江市 企業

丙 島根県安来市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金635,107円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年9月6日

(2) 事故発生場所

米子市両三柳地内

(3) 事故の状況

和解の相手方丙が、一般県道東福原樋口線を和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が使用する普通乗用自動車で走行中、強風により飛散した県設置の注意看板に当たり、同車両が破損したものである。